

開 会

○山本国土計画局総務課長　それでは定刻となりましたので、ただいまから第10回国土審議会を開催させていただきます。

私は国土計画局総務課長の山本でございます。本日はお忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まず、本日の会議の公開につきまして、事務局より申し述べさせていただきます。国土審議会運営規則によりまして、会議・議事録とも原則として公開することとされておりますので、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点につきましては、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

はじめに座席表、議事次第とありまして、その後に、資料1に委員名簿、資料2-1から2-7までが近郊緑地保全区域指定の関係資料、資料3-1から3-5が計画部会の関係資料、最後に参考資料とございます。

以上の資料につきまして、不備がございましたら、事務局までお知らせください。

次に、前回の会議以降、新たにご就任いただきました委員の皆様をご紹介させていただきます。

はじめに、国土交通省設置法第8条に基づき、衆議院の指名によりご就任いただきました委員の方々からご紹介させていただきます。

杉浦正健委員でいらっしゃいます。

中谷元委員でいらっしゃいます。

同じく参議院の指名により新しく委員にご就任いただきました方々をご紹介させていただきます。

まだお見えではございませんが、山根隆治委員。

また、本日はご欠席の予定でございますが、池口修次委員が就任されておられます。

私からの説明は以上でございます。

それでは、以降の議事につきましては、千速会長にお願いいたします。

○千速国土審議会会長　会長を務めております千速でございます。議事に入ります前に、冬柴国土交通大臣よりごあいさつをいただきます。

国土交通省あいさつ

○冬柴国土交通大臣 第10回の国土審議会開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

千速会長、そして多くの皆様方におかれましては、もう11月も末の大変忙しい時期にこのようにご出席いただき、国道交通行政について、とりわけ国土形成計画法に基づく全国計画を策定するという目的のためにこのようにお集まりいただき、そしてまた、計画部会というものを発足いただき、森地部会長を中心に熱心な議論を重ねていただきまして、今日はその中間報告をしていただくという運びであることを伺っておりますが、このようなご協力に対しまして心から厚く御礼を申し上げます、また、来年の年央にはこの全国計画につきまして閣議決定をしたい、そのように熱望いたしております。

どうか、忙しい中ではありますけれども、先生方の英知を重ねていただきまして、私は本当に大きな転換期にある改革だと承知いたしておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

今まで国土審議会はいろいろな仕事をさせていただいているわけではありますが、国土総合開発法に基づく調査及び報告ということが大きな仕事であったと思いますが、昨年7月、この法律の題名も「国土形成計画法」と改められまして、そして、これに基づく全国計画、あるいは広域地方計画という二層の計画で国土を形成していこうというふうに思想が変わったように思います。

まだ就任して2カ月でございまして、素人同然でございまして、私なりに、このように法律の題名まで変わった、その経過と言いますか、思想的背景というものについて、私はこのように考えるわけでございます。

日本の国というのは、明治維新以来、極端な中央集権型行政システムがとられてまいりました。これはある意味におきましては、急速な日本の近代化、あるいは戦後は驚異的な経済発展というものに裨益はしたことは事実だと思っております。

しかしながら、振り返ってみますと、狭い東京に政治も経済も金融も、教育や文化まで過度に集中し、そして、そのために日本の人口の実に4分の1にあたる約3,000万人がこの首都周辺に居を移した。しかも、その人たちはみな若い人たちばかりであるということでもあります。首都直下型震災というようなことが言われますが、そういうことが起こっては大変な状態が現在の首都圏の状況ではないでしょうか。

これを裏返してみますと、地方は急激に若い人たちがいなくなりました。そして、日本は今、この30年、短い期間で急激な少子高齢社会を迎え、そして、今は本格的な人口減少社会に突入しております。2100年には、現在の1億2,770万の人口が6,400万ぐらいに半減するという予測ま

でございます。そのようなことを考えたときに、地方では働き手、あるいは後継者という人たちがみんな東京へ吸い上げられてしまっているのが状況ではないでしょうか。

私は、そのような中央集権型行政システムというものが反省されて、ここ10年ぐらいの間に地方分権推進ということが図られつつありますけれども、まだ十分ではありませんし、国土をどのようにつくっていくかということを考えたときに、この狭い四面環海の日本の中だけに考えた場合には、このような急激な状況に対応しきれないのではないか、こんなふうにも思います。

幸いに、近隣、東アジアに目を向けますと、日本の投資、あるいは技術供与によって、13億人の人口を擁する中国が今急激な経済発展を遂げつつあります。今まで日米間の交易が何と言っても日本にとって第一の交易額でありましたけれども、中国が今それにとってかわって、日中の貿易総額が日米を凌ぐまでになりました。

私は、日本の地方というものが自主的・自立的に、この発展する人口13億人という大きな市場と言ったら失礼ですが、そこと直接に連携することにより、このような今の危機を回避することが出来るのではないか、経済成長戦略大綱もそのような思想に立っております。私は、そのような思想的な背景の中で、今回の国土形成計画は立てられていくべきであろうというふうに思うわけでございます。

どうか、「美しい国、日本」、そしてまた、経済が持続的に、人口が減っても成長し続ける可能性のある日本、そういうものをつくっていくために、我々の子供や孫たちが自信と誇りを持てる国を形成するために、先生方のお知恵を結集していただきたい。これが私の願いでございます。

どうか、残された時間は短いのですが、集中的にご審議をいただいて、この転換期にある日本の基礎を先生方の英知を傾けて築いていただきたいというふうに思います。どうかよろしくお願いいたします。

本日は本当にありがとうございました。

○千速国土審議会会長　ありがとうございました。

冬柴大臣におかれては、公務ご多忙のため、ここで退席されます。どうもお忙しいところありがとうございました。

議　　事

(1) 近郊緑地保全区域の指定（円海山・北鎌倉地区）について

○千速国土審議会会長　それでは、本日の議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第をご覧くださいと思います。本日の議題は、決定事項といたしまして、円海山・北鎌倉地区における近郊緑地保全区域の指定についてというのが1つ。それから、報告事項といたしまして、計画部会からの報告について、この2つでございます。

それでは、第1の議題である円海山・北鎌倉地区における近郊緑地保全区域の指定についてでございます。

まず、事務局から、本日の報告に至る経緯につきまして説明をお願いいたします。

○栗田国土計画局大都市圏計画課長　大都市圏計画課長の栗田と申します。座ってご説明申し上げます。

まず、資料2-1をご覧くださいと存じます。円海山・北鎌倉地区の首都圏近郊緑地保全区域の拡大指定及び保全計画についてですけれども、資料2-1の右肩にございますとおり、本年の10月20日に国土交通大臣から国土審議会へ意見を求めさせていただいております。さらに、本件につきましては、国土審議会運営規則に基づきまして、国土審議会から首都圏整備部会に付託されておりました。その首都圏整備部会を、去る11月15日に開催いただきまして、本件に関する意見をとりまとめたところでございます。

経緯につきましては、以上でございます。

○千速国土審議会会長　ありがとうございました。

本件につきましては、首都圏整備部会の丹保部会長からご報告をいただき、それを基にご審議いただきたいと思っております。それでは、丹保部会長、よろしくお願いいたします。

○丹保委員　丹保でございます。

今、ご説明を始めさせていただきました件、11月15日に付託をいただいたものにつきまして、部会を開かせていただきました。いろいろな議論をいたしました。また、現地の調査等も、三々五々でございましたけれども、させていただきました。従って、いろいろ慎重に審議した結果、ある結論をいただきましたのでご報告させていただきたいと思っております。

それでは、栗田大都市圏計画課長から内容を若干説明してください。

○栗田国土計画局大都市圏計画課長　それでは、お手元の資料の2-2に基づきまして、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定につきまして、ご説明、ご報告を申し上げたいと思います。

まず、近郊緑地の保全制度につきましてというところを、一言簡潔にご説明申し上げたいと思います。各々のページ、右下に1とか2とかページを振っております。1枚目のページの下半分、ページ2でございます。

近郊緑地の保全制度と申しますのは、戦後、首都圏に人口・産業が集中するという一方で、近郊においての無秩序な市街地化とか緑地の荒廃等が広がりました。その問題意識に基づきまして、首都圏整備法という法律が定められたわけでありまして、2ページの左の図面を見ていただきますと、真ん中のオレンジの区域が規制市街地と定められた部分でございます。その周辺の黄色いところが近郊整備地帯ということで、計画的な市街地整備とあわせて緑地の保全を行う区域ということで、昭和40年に近郊整備地帯の指定が行われております。

更に、その近郊整備地帯の中で、特に緑地を保全していこうというところをきっちりと定めていこうということで、首都圏近郊緑地保全法という制度が昭和41年に法定されております。左の図面を見ていただきますと、黄色い近郊整備地帯の中で、幾つか緑で帯状になっておりましたり、点状になっておりましたりという指定がされております。これが近郊緑地保全区域という制度でございます。

1ページおめくりいただきまして、左上の3ページでございますけれども、近郊緑地保全制度の概要ということで、大まかな指定のイメージを首都圏を俯瞰する形でご覧いただきました。左の枠の中をご覧いただきますと、首都圏の近郊整備地帯の中で、まず近郊緑地ということが概念されるわけでありまして、その中で、特に濃い緑に塗ってあります近郊緑地保全区域、これが本日拡大指定をご審議いただく区域でございますが、近郊緑地のうちで無秩序な市街地化のおそれが大であって、かつその保全によって首都あるいはその周辺地域の住民の健全な心身の保持等が図られる、そういった効果が著しい区域ということでございます。更に、その中でも特に保全による効果が著しいところを、青でございますが、近郊緑地特別保全地区という都市計画の仕組みで担保していく、保全していくといったような重層的な構造として制度が組み立てられております。

4ページをご覧いただきますと、近郊緑地保全区域の指定効果を書いてございます。一言だけご説明申し上げます。指定自体は、広域的な緑地であるということで、国土交通大臣が決定させていただきます。指定がされますと、その行為規制の欄に書いてありますが、建築物の新築等につきまして知事等への届出義務が発生いたします。知事等は必要があるときには助言・勧告を行うということでございます。

更に、この近郊緑地保全区域の中で特に保全効果が高いところを近郊緑地特別保全地区というように指定させていただきますが、その制度の概要がページ5に掲げさせていただいております。ここは都県等が都市計画として地区指定をしているということでございますので、通常の都市計画審議会等の手続を経て定まっていく地区でございます。行為の規制といたしまして、先ほどの届出義務にかわり、更に強化されまして、許可制度が適用されるということが大きな保全区域との相違でございます。

その下の半分、6ページですけれども、近郊緑地特別保全地区の指定の手続きということでございます。法律上、左のほうから、関係地方公共団体の意見聴取、それから、左から2番目、国土審議会の意見聴取、これは本日お願いしておりますご審議部分でございます。それから、真ん中の辺、関係行政機関の長ということでございます。更に、それから法定外の手続きとして、本件につきましても、住民説明会、あるいはパブリックコメントといったような手続きを実施してまいって、本日に至っておるところでございます。

7ページをご覧いただきたいと存じます。首都圏の近郊緑地保全区域につきましての全体の俯瞰図、2ページ目から再掲させていただいております。これまでに近郊緑地保全区域は、左に掲げております、全部で19区域、面積にいたしまして1万5,800haを指定しております。このうち、都市計画によります特別保全地区が9地区、760haという指定でございます。実は、この右の絵をご覧いただきますと、三浦半島に幾つか地名が書いておりまして、その下から2番目に、小網代地区と申しますが、これを昨年の9月に指定させていただきました。首都圏の近郊緑地保全区域の指定は昨年のこの小網代地区の指定、これが実は32年ぶりに指定をさせていただいたということで、環境がいろいろ変わりという中で、改めてこの近郊緑地の制度、具体的な運用が始められているという状況でございます。

今回の拡大指定をご審議いただきます地域でございますけれども、8ページでございます。これは、行政区域で申しますと横浜市・鎌倉市にまたがっておる部分でございます。円海山・北鎌倉の近郊緑地保全区域、既に指定しておる部分が水色に塗っております。拡大指定区域がその左上にピンクで塗っておるところで、横浜市栄区と鎌倉市にまたがった地域でございます。

地区をおよそイメージいただきたいものとして、幾つかの写真を用意してございます。9ページ以降がそういうことでございますが、近郊緑地保全区域の拡大指定案ということで、9ページの写真が拡大指定地を南の側から望んだところでございます。左下が鎌倉市というエリアでございます。

その下、10ページをご覧いただきますと、従前から約1,000ha、この近郊緑地保全区域の指定がなされておりました。今回、先ほどのピンクの部分ですが、約98haの拡大指定をご審議いただきまして、整いました後には拡大指定後の面積1,096haになるという、こういう地区のご審議をお願いしておるところでございます。

1ページおめぐりいただきまして、11ページでございます。これは横浜市の栄区、鎌倉市の岩瀬、今泉、こういったところで各々47ha、51ha、およそ半分ずつぐらい、合わせて今回の98haの指定ということでございます。

この近郊緑地保全区域の指定につきましては、幾つか法律上要件が定まっております。それが12

ページに書いておりますけれども、当然ながら緑地といたしまして、法律の第2条に、良好な自然環境を形成しているということが前提でございますが、更にもその中の近郊緑地保全区域の要件といたしまして、法律の3条のところに書いております、無秩序な市街地化のおそれが大、それから、地域の住民の健全な心身の保持及び増進、又は公害災害の防止ということでございますが、本地区につきましては、住民の健全な心身の保持及び増進、これらの効果が高いということに着目して、本日ご審議をお願いしておりますところでございます。

13ページをご覧いただきたいと思っております。当該地区は、自然環境の面で申しますと、コナラ・オニシバリといったような二次林ですとか、あるいは、まとまった水辺環境が維持されておる非常に環境豊かな地域ということでございます。

14ページ、その下半分をご覧いただきましても、そういった地域でございます、右上の小さい写真割りにしておりますところは、このエリア、市民の森愛護会によりましてボランティア的に地区管理がされておる地区ということをご報告させていただきたいと思っております。

ページをおめくりいただきまして、また多種の動植物が生育しているというところのご説明を、15ページ、16ページにわたっていたしております。例えば、左上、アオジという野鳥ですが、神奈川県レッドデータブックで絶滅危惧Ⅱ類に分類されている、非常に保全の必要性が高いといった動物がおります。また、15ページの右下のほうの写真をご覧いただきますと、これはホトケドジョウということですが、環境省のレッドデータブックの絶滅危惧ⅠB類に分類されるということで、保全の必要性が非常に高いといったような動物が生育しております。16ページには、そのほかにも準絶滅危惧種に分類される、あるいは、神奈川県において要注意種に分類されておる多数の動植物の生育を表にしておりますところでございます。

さらに、17ページをご覧いただきたいと存じます。このエリア、無秩序な市街地化のおそれが大ということでございます。この図をご覧いただきますと、ピンクの部分、これが1979年時点までの都市的土地利用でございますが、ピンクの中でドットで濃く、赤に近い色で塗っております部分、これが94年までに拡大した都市的土地利用。更に、その先、青で塗っておりますものがその後約10年で都市的土地利用に拡大した部分ということで、今回の指定地区周辺、やはり市街地化のおそれが大であるということでございます。概ね、この市街化の要素は住宅地に転用されているというようにご理解いただくと間違っていないと思っております。

18ページでございます。住民の健全な心身の保持及び増進の観点から、このエリア、自然とのふれあい拠点ということで、自然体験、環境学習の場として非常に積極的に住民に活用されておるということでございます。

最後、19ページ、20ページの欄をご覧いただきたいと存じます。今回の区域指定とあわせまして、保全計画というものを定めさせていただきたいと存じておりますけれども、特に19ページでは、保全計画のポイントといたしまして、3番であります。近郊緑地特別保全地区、都市計画として許可制度が適用されるゾーンですけれども、岩瀬・公田ゾーン等々につきまして、まとまりをもって一体的に保全する地区として特別保全地区の指定を今後積極的に検討していきたいというようなことを計画の中身として整えたいと思っております。

以上、今回のご審議いただきます区域拡大指定の概要ということでございます。よろしくお願いいたします。

○丹保委員　ありがとうございます。

今ご説明をいたしましたようなことでいろいろと検討させていただきました。首都圏の部会のメンバーのかなりの方がこの周辺に住んでおられて、土地勘の非常に高い人がおられて、かなり突っ込んだ議論ができました。これは、いろんな議論をした上で、土地開発が非常に圧力の高い地域であるのによく残ったというのが実感でございますし、40年近くもほとんど新しい指定がなかったのが残念だったというような議論もございますし、これからやはり平方キロメートルあたり3,000人、4,000人も人間がいるような、日本でも極めて特殊なこの関東の南側の地域でございますので、こういう形をきちっと担保していくことが出来たら、非常に地域のためにもなるし、また、自然から遮断されている首都圏の人々にとっての大きな助けになるだろうというようなこともありまして、地方自治体、それから周辺のいろいろな団体とよく協力をしながら進めていくという合意もあるようでございますので、ぜひこれは指定をさせていただきたいというのが結論でございます。

従いまして、首都圏整備部会といたしましては、どうぞこれを本審議会でご承認いただけるとありがたいというのが結論でございます。

○千速国土審議会会長　ありがとうございました。

ただいまのご報告、ご意見について、ご質問その他ございましたら、どうぞお願いいたします。

質　　疑

○細田委員　この前、たまたま私は鎌倉霊園に行ったものですから、よく見ると、この青の中に入っているのですが、ああいう霊園というのは、横浜霊園も鎌倉霊園もものすごい大規模な霊園ですけど、ああいうものは開発に入るのですか。これから、例えば霊園をつくりたいなんていう人が出てき

たら、いいと言うのですか、だめと言うのですかね。

○栗田国土計画局大都市圏計画課長　このエリアの中にも、既に横浜霊園、鎌倉霊園ということで、昭和40年代、50年代に都市計画法の開発許可なりの手続きを経て設置された霊園がございます。この今回の保全区域の指定だけでは、届出、それに対します助言・勧告が適用されるにとどまりますので、その一つ一つの開発行為に照らしまして、個別の都市計画法上の判断なりということが行われるということになろうと思います。一件一件そういった判断がされるということになろうかと思えます。

○千速国土審議会会長　よろしゅうございましょうか。ほかにご質問、ご意見ございましたら、どうぞ。

よろしゅうございますか。では、ほかにご意見、特にないようでございますので、国土審議会としては、この区域指定及び計画の変更について特にご意見なしといたしたいと思えますが、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○千速国土審議会会長　ありがとうございました。

それでは、次に、第2の議題である計画部会からの報告について、計画部会の森地部会長からご説明をお願いいたします。

（2）計画部会からの報告について

○森地委員　森地でございます。座ったまま失礼いたします。

お手元に資料3-1から3-4を用意させていただいております。まず、これまでの検討経緯でございますが、昨年9月発足以来、国土形成計画全国計画の策定に向けた検討を進めてまいりました。今月16日に開催されました第15回計画部会において、これまでの成果を中間報告としてとりまとめました。その間、計画部会15回、専門委員会52回を開催しまして、大変熱心なご議論をいただいております。

中間とりまとめのポイントでございますが、国土形成計画の全国計画の策定に向けた基本的な考え方について、今回、中間とりまとめをしたものでございます。また、全国計画に引き続く広域地方計画の策定に向けて、各広域ブロックの関係者に向けたメッセージもこの内容として盛り込んでございます。

資料3-1、本文の1枚開けていただきたいと思います。「はじめに」とございます。そこに4つの①から④がございますが、これが今回の中間とりまとめを足がかりとして特に留意した点でございます。

まず1点目は、人口減少が国の衰退につながらない国土づくり、2点目が、東アジアの中での各地域の独自性の発揮でございます。

1点目につきましては、もう言うまでもないことですが、これまでずっと過疎・過密ですとか、どこかに人口が増えてどこかが減るといふ、こういう議論をしてまいりましたが、今回は全国的に人口が減るといふ、そういうもつで、なおかつ多くの文明がそうであったように、人口減少とともに衰退に向かう、こういうことがないようになりたい、これが第1点でございます。

2点目は、各地域が国外にも視野を広げていただいて、国内ではなくて、特に東アジアの中で各地域が独自性を発揮することを求めたい。それぞれの地域がアジアの中で、どんな個性を持ち、魅力を持ち、それから必要な国際機能を持つべきか捉え直すべきではないか。こういうことをうたっております。

3点目が、地域づくりに向けた地域力の結集ということでございます。これまでの全総が、どちらかという各県の総合計画ですとか、市の計画ですとか、行政を通じて浸透する、こういうことが多かったわけでございますが、今回は、更なる努力が必要だという時代に合わせて、官と民が力を合わせて地域の総合力を結集させることが必要である。そのために、「新たな公」といふ、こういう概念を提起してございます。後ほど詳しく説明があるかと思ひます。

それから、それらを受けて、多様で自立的な広域ブロックからなる国土、これが4点目でございます。特に都道府県を越える広域ブロックの重要性を強調し、この単位での自立圏域形成を目指したい。更に、市町村を越える広いエリアで広域生活圏をという視点を持ちたい。人々の圏域意識の拡大を通じて、何とかこの国を多様な姿を持つような格好にしたい。そのことが、経済状況ですとか、国際情勢ですとか、国民の価値観の急速な変化に対して厚みを持ち、対応力がある国土になるのではないか。こういうことをうたっております。

次に、資料3-3をご覧くださいと思います。A3の1枚紙でございます。この紙は、本文の目次をチャート風にまとめたものでございます。中間とりまとめは、この上から第1、第2、第3という、こういう順序でまとめてございますが、第1が時代の潮流と国土政策上の課題、これは計画の前提となる基本認識でございます。

それから、第2が新しい国土像、国土構造構築の方向性、広域ブロックの自立促進に向けた支援ということでございます。

それから、第3が計画のねらいと戦略的取組でございます。この一番下の段でございますが、これが第3のところは点線で3つに分かれてございます。この左側の点線が、(1) シームレスアジアの実現、(2) 持続可能な地域の形成、これが現在の置かれた状況下で我々はどっちに向かっていくべきかという基本的な認識でございます。

それから、戦略の(3)(4)、右側の点線の中でございますが、安全で美しい国土の再構築と承継、これはその時代時代の状況にかかわらず、国土あるいは国民に対して我々がどういう努力をするべきかという普遍的な問題でございます。災害に強いしなやかな国土の形成、それから、美しい国土の管理と継承でございます。もちろん、この中に、今の時代の中で、人口が減る中でどうやって国土を管理していくのか等々、時代背景を受けた戦略も組み込んでございますが、大枠としては普遍的な努力の対象であると。

そして、一番下、(5)でございます。ここが「新たな公」による地域づくりで、上に書いてある問題について、横断的な視点から、先ほど申しましたような地域づくりの方策を考えていこうということでございます。

それから、その下に第4、第5とございます。第4は、計画の実現に向けて、国土基盤投資の方向性、それから、国土情報の整備・利活用等、計画のモニタリング、それから、計画関連の諸制度の点検等、こういうことについて述べてございます。

第5が、国土利用計画の策定で、本計画と一体的に策定が求められております国土利用計画の方向性について述べたものでございます。

今日ご説明します中間報告の後でございますが、今後、最終報告のとりまとめに向けて、関係府省のヒアリング、これはもう既に始めてございます。

更に、地方自治体の計画提案に関する調査審議を行っていきたいと思っております。今回の法律改正で、全国計画についても地方自治体からご提案をいただく、こういうプロセスが入ってございます。

また、広域地方計画の策定は、全国計画策定後、1年をめどに行われるというふうになってございますが、各ブロックにおいて、全国画一ではなくて独自性のある地域戦略を描けるかどうかが大変重要でございます。中間とりまとめでも広域ブロックで検討すべき項目を具体的に示しておりますけれども、今後、関係府省、地方自治体、地元経済界などの参画のもとに、広域地方計画の策定に向けた議論を早急に開始していただく、こういうことを繰り返しお願いをしております。

なお、中間とりまとめの詳細につきましては、引き続き事務局からご説明をお願いいたします。

○鳥飼国土計画局総合計画課長 事務局を務めております総合計画課長の鳥飼でございます。どう

ぞよろしくお願ひいたします。

何点かの資料を使って説明をさせていただきたいと思ひます。まず、資料3-5、国土形成計画の策定スケジュール（予定）というのをご覧いただきたいと思ひます。横長の資料でございます。今、計画部会長からもお話がありました全国計画の策定の大きな流れを記させていただいております。

本日が18年11月、計画部会の中とりまとめをまさに本審議会にご報告させていただいている、こういうところでございます。その後、先ほどお話がありましたように、関係府省のヒアリング、それから、法律に基づく都道府県及び政令指定都市からの計画に対する提案制度、こういうものをちょうだいしながら、計画部会で最終報告のご議論を進めていただき、更に本審議会にもご報告していただくというような流れでございます。その後、政府で原案を作成し、パブリックコメント等を行い、また、本審議会へ諮問をさせていただき、このようなことを経て閣議決定に持ち込んでいく。これを、大臣の冒頭ごあいさつでありましたように、来年の中ごろには目指したいということでございます。

また、広域地方計画も今回あわせて策定する国土計画でございます。こちらを着々と準備が始まっておりますが、本日も説明させていただき計画部会の中とりまとめ、これも議論の材料にさせていただいて、計画準備を進めていただきたい。このようなことを考える次第でございます。

また、この中とりまとめの位置づけでございますが、1ページめくっていただきますと、国土形成計画全国計画の、まだ仮でございますけれども、全体の書くべき内容のリスティングがございます。

1つには、計画の基本的な考え方でございます。本日も報告する計画部会中とりまとめは、まさにこの最終的には基本的考え方の議論に磨きがかかって収れんしていく、そのための土台となる報告という位置づけになります。更に全国計画の全体としては、基本的考え方のほかに、各事項、あるいは分野別の施策の基本的方向のご議論、加えまして、広域ブロックごとに広域地方計画をそれぞれの地元地域で関係者が集まってご議論いただくわけですが、そのご議論が円滑に進むための全国計画としての役割、あるいは地方検討チームに向けてのメッセージ、こういうような検討、こういうことが引き続き残された課題としてあるわけでございます。

戻りますが、本日は、この3つのカテゴリーのうち一番上のところの基本的考え方の土台となっていく部分の中間報告をさせていただいている、このように見ていただければと思ひます。以上が資料3-5でございます。

続きまして、中とりまとめの内容についてご報告をさせていただきたいと思ひますが、資料3-4、縦長の7枚の紙でございます。これをご覧いただきたいと思ひます。この資料3-4は、先ほど

「はじめに」を見ていただいた中間とりまとめの概要版でございます。本体は32ページに及ぶものでございますけれども、その主要部分を7ページにまとめさせていただいたものでございます。

まず、1ページ冒頭に「はじめに」がございます。ここは、先ほど計画部会長が詳しくお話をしていただきましたので、①から④まで特に留意した点がある、このことのみ触れさせていただきたいと思っております。

そして、次に、第1、時代の潮流と国土政策上の課題でございます。ここでは、1つには、経済社会情勢の大転換が起こっていると。3つございます。1つは、本格的な人口減少社会の到来、あるいは急速な高齢化の進展でございます。2つ目には、グローバル化の進展と東アジアの経済発展。そしてもう1つは、インターネットを代表とする情報通信技術の格段の発達でございます。

次に、(2)国民の価値観の変化・多様化といたしまして、2点まとめてございます。1つは、安全・安心、環境や美しさ、文化に対する国民意識の高まり、あるいは、その背景としての自然災害の激甚化、地球環境問題等ということでございます。

次のページをお願いいたします。②として、ライフスタイルの多様化、あるいは「公」の役割を果たす主体の成長。先ほど「新たな公」という新しい概念提案というのを部会長からご紹介いただきましたが、その背景となる現状でございます。後ほど事例も含めてご紹介したいと思っております。

次の(3)国土をめぐる状況では、今申し上げましたような2つの時代の潮流を踏まえまして整理をさせていただきます。1つには、一極一軸型国土構造の現状でございます。この構造が続いていること。また一方で、人口減少を克服する新たな成長戦略の構築が求められていること。そして、東京圏への人口の転入超過が続いていることなども触れてございます。

一方ということで、②でございます。地域の自立に向けた環境の進展、都道府県を越える広域的課題の増加というタイトルでございますが、ここは、ブロック単位で見たときに、広域ブロックという言葉をしておりますが、欧州中規模国に相当するような集積が整ってきていると。これは、各ブロックが地域の国際競争力を高める潜在力、あるいは独自のアイデンティティということを柱立てていく、そういうようなポテンシャルがあるのではないかという見方。また、行政課題としても都道府県の区域を越えて広域的な対応が必要な課題というものは増加しておりますので、その観点からも、広域ブロックを単位とする取組の重要性があるのではないかと。こういうことを②でまとめてございます。

そして、3番目は、人口減少下での国土計画でございますけれども、大変厳しい環境と認識しなければいけない一方、国土の利用という意味では若干の余裕も見出せる世紀でもある。ここをうまく使うことも重要ということでございます。国土のひずみの解消や質の向上、環境負荷の低減を図り、安

全で美しい国土への再構築を図っていくことが重要である。また、誰もが住んでみたい、訪れてみたいと思う、いわば美しく信頼され性能の良い「日本ブランドの国土」を形成していく、こういうことが求められるということでございます。

以上をまとめまして、国土をめぐる現状の結語といたしましては、このような国土構造の現状と課題の下、新たな時代の潮流を踏まえ、一極一軸型の国土構造を是正していくべき、こういうことで結んでございます。

3ページをお願いいたします。新しい国土像でございます。

(1)として、国土構造構築の方向性をまとめてございます。先ほど部会長からご説明があった部分でございます。この計画においては、広域地方計画区域等を一つの単位とする広域ブロックが、アジアとの連携も視野に入れつつ、その持てる資源を最大限に活かした特色ある地域戦略をそれぞれに描く。このことによって、東京に過度に依存しない自立的な圏域を形成するという国土構造へ転換していきたい。また、国土のひずみの解消や質の向上の観点から、安全で美しい国土へと再構築していきたい。言ってみれば、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を目指していくということでございます。

1つ飛びまして、自立的で特徴の異なる複数の広域ブロックからなる国土構造をこのようにして構築する。このことは、多様性を国土上に保有することに繋がり、それはまさに国としての厚みを増していくということではないか。このことが、これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展をも実現することに繋がっていくというような形で文章を結んでおります。

(2) 広域ブロックの自立促進に向けた支援といたしまして、何点かまとめていただいております。

まず、最初のポツの3行目のところからですが、広域ブロックにおける検討への期待でございます。5つございます。1つは、各広域ブロックが自らのブロックの位置付けと東アジアの中での独自性の発現をしてもらいたい。2つ目には、域内の各都市や地域の連携のあり方をブロックの中でよく考えていただきたい。3つ目には、全国共通する課題は多々ございますけれども、答えの出し方はブロック独自でいろいろあってほしい。4つ目には、固有の課題をブロックの中で解いてほしい。そして、5つ目としては、地域戦略をいろいろとお考えいただくにあたって、重点的・選択的な資源投入、このことにも意を尽くしていただきたい。こういうようなことをメッセージとして出しております。

また、こういうことを実現していくために、全国計画においても各ブロックが取り組むべき共通の課題について提示する。あるいは、各ブロックでいろいろな戦略を練られると、その萌芽が出てまい

りますので、そういうようなものに対する期待、あるいはブロック間の調整ということも全国計画の役割であろうということをおたてでございます。

次のポツでは、こうやって広域ブロック計画を各地域でご努力いただくわけですので、国も必要な支援をぜひ考えるべしというご提案でございます。具体的には次のページでございます。国としての支援の枠組みについて検討し、その実現を図ることが求められるとされております。

ここで少し図表をご覧いただきたいと思います。資料3-2、横長厚手の図表がございます。この中から何点かご覧いただきたいと思います。まず7ページをご覧いただきたいと思います。7ページは、先ほど申し上げました欧州中規模国等との比較表でございます。人口やGDPで比べまして、各広域ブロックというのは、それぞれの国と遜色がない潜在力を持っているということを整理したものでございます。

次に、3ページ飛んで、10ページをご覧いただきたいと思います。先ほど申し上げました多様な広域ブロックが自立的に発展する国土のイメージ図でございます。あわせて、次の11ページをご覧ください。11ページは、東アジアの中での日本の図でございます。東アジア各地域との交流・連携のイメージ図として作りしましたけれども、日本国土上に展開する各広域ブロックがそれぞれに直接東アジアの各地域と交流・連携を強めていくというようなことをイメージした図でございます。

あちこち行って恐縮でございますが、次に、先ほど森地部会長もお使いになりました資料3-3、A3の1枚紙をご覧いただきたいと思います。構成図でございます。この図を用いまして、特に下の部分、第3、計画のねらいと戦略的な取組の内容について触れさせていただきたいと思います。

戦略的取組は(1)から(5)の5項目に分かれます。先ほど部会長から、この5項目は3つのカテゴリーに分けられるというご説明をちょうだいしたところでございます。私からは、その5つの項目の書き込み、中身についてご紹介させていただきたいと思います。

まず、左の大きな時代変化への対応グループ。シームレスアジアの実現、国際でございます。1つには、東アジアネットワーク型の産業構造下で我が国の産業の強化を図っていく。例えば、集積を活かした新産業の創出をしていく、こういうようなことでございます。

それから、2つ目には、東アジアの交流・連携の推進でございます。都市問題、あるいは環境問題など東アジアの中で共通の問題が複数ございます。そういうような課題の対応先進国として問題解決のプラットフォームを率先してつくる、あるいはリードしていく、こういうようなことが必要なのではないか。また、国内に多くの、東アジアをはじめとする諸外国の方々に入ってきていただいて、日本を理解していただく。観光立国の推進、これも交流・連携の極めて重要なキーワードだと考えております。

それから、③シームレスアジアを支える国土基盤の形成でございます。ここがシームレスアジアを支える物理的な、あるいは制度的なインフラの議論になります。ここでは、日帰りビジネス圏、あるいは貨物翌日配達圏、ブロードバンド環境の統一、こういうようなことを言っております。例えば、圏域を現在入れるところを更にその周りに拡大していく、こういうようなイメージを持っている。例えば、貨物翌日配達圏でありますれば、高速フェリー、あるいはローロー船が日本海を縦横に走ることによって東アジアとの物流総合一貫輸送体系が拡大されていく、こういうようなイメージ。また、電子タグや輸送機材の総合運用の向上と、こういうようなソフト面での対応においてスムーズな物流を支える、こういうような議論をしていただいております。

次に、持続可能な地域の形成でございます。こちらは、国内各地域が今後も持続可能に暮らしを支えていくということでございます。

都市圏においては、集約型の都市構造、コンパクトシティというような形を目指すということが1つの考え方。また、高次の都市サービスの支え方としては市町村を越えた広域的な対応が必要、こういうようなことを論じてございます。

産業の面では地域資源をぜひ活かしていこう、また、その資源が地域のブランド力育成と記させていただきますけれども、東アジアの中で、あるいは世界の中でブランドと称せられるような形に発展していく、こういうようなことまで目指そうではないか。

また、農山漁村、あるいは農林水産業については、美しい農山漁村を取り戻していくこと、また、東アジアの経済発展をうまく捉えて農林水産業の競争力の強化を図っていくこと、このようなことを論じてございます。

また、4番目でございますが、地域への人の誘致・移動、地域間の交流・連携の促進でございます。地域づくりについて、地域の方々が非常に熱心に対応していただいているのはもちろんなのですが、さらに地域を開いていただいて、外部の方々も入って一緒に地域づくりをしていく。例えば、二地域居住の促進というのがございますが、これは、居住地を移動させずに、年に20日、あるいは30日という間、特定の別のまちに訪問されたり滞在されたりということで繋がりをつくっていただいて、そこでも地域づくりで活躍していく、こういうようなことをお支え出来ないか、こんな議論しております。

次に、右のほう、災害に強いしなやか国土でございますが、大規模な災害の懸念ということに対して、減災の観点の重視、これが1つ。それから、国土計画でございますので、災害に強い国土構造に改めていく国土利用の誘導でありますとか、中枢機能の相互補完、あるいは交通施設のリダンダンシーの確保、こういうようなことは論じられてございます。

そして、4番目、新しい国土の管理と継承では、環境と共生の重視、また、水循環系、あるいは土砂管理を山もとから海岸まで総合的に行うこと、国土の国民的経営に向けた取組の展開、これは耕作放棄地や手の入りにくくなった森林といろいろございます。所有者の方に頑張ってもらえるのに加えて、国民一人一人がその管理と継承の一翼を担っていくという運動論の展開が出来ないか。また、海洋・沿岸域について総合的な利用・保全を図っていく政府一体となった取組、あるいは離島の振興、こういうことに意を尽くしていくということでございます。

そして、(5)「新たな公」による地域づくりでございます。これは、今申し上げた(1)から(4)までのさまざまな施策の中で、その施策を実践する対象の方々、あるいはフィールドが広がっていく、そういうような形で仕事をしていきたいということでございます。「新たな公」を基軸とする地域づくりシステムをつくっていく。例えば、そのための下支えの中間的な支援組織を育成する。あるいは、緩やかに参加出来る仕組みを検討するというようなこと、また、国土基盤の施設についても、身近なものについて国民参加マネジメント、そして、民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくりということで、先ほども若干触れましたけれども、外部の専門的人材等、担い手の確保を図っていく、こういうようなことをまとめてございます。

再び参考図表で幾つかご紹介をしたいと思えます。資料3-2の、今度は20ページをご覧ください。二地域居住に対する願望・取組事例です。左のほうをご覧くださいと、定住と二地域居住の比較をしています。定住に比べて、二地域居住のほう抵抗感が少ないということが見てとれると思えます。また、右のほうは、既に先行して各地方公共団体においてこの推進の取組が始まっております。これを幾つかご紹介しているものでございます。

次に、23ページをご覧ください。災害に強くしなやかに国土を支える国土基盤イメージでございます。左上に、ハードの限界をソフトが補完と記してございます。すなわち、予想を超えるような大規模な災害が起こった場合でも、その溢れ出るものをソフトの広いパンで支えていく、こういうようなことを考えていきましょう、これが防災、とりわけ減災対策の重視というイメージでございます。

次に、29ページをご覧ください。29ページは、先ほどご紹介いたしました「新たな公」の実例集でございます。3つ、それぞれの代表分野をまとめてございます。

1つは、従来の公、あるいは行政が担っていた領域で民間が主体的に活動を始められている領域。それから、真ん中のところは、これまで公も私もなかなか入っていかなかった領域について、新たにそこを担ぐ活動が出てきている。例えば、事業者がいなくなった地域における地域のお年寄りの足の確保をNPOの方々がやっている、こういうようなことです。それから、3つ目は、従来私の領域で

公共的価値を含む活動をするということで、中心市街地活性化の空き店舗を商店街組合がうまくご利用になって全体のために活用される、こんなことでございます。

1 ページ前の 28 ページをご覧いただきたいと思います。これが「新たな公」のこれまでとこれからの概念図でございます。左側が、従来の公の活動領域、行政の活動領域を中心とした領域だったわけでございますが、今言ったような動きを加速化させることによってというのが黄色の矢印、そして今後はというところは右でございますが、太い赤線で囲ったようなところ、すなわち NPO の方も、住民の方も、企業の方も、ご自分のご自身の活動領域の中で公の領域というのが当然入ってくる、あるいは、そういうことを持ち寄って大きな公の領域に拡大していく。関係者も増えますし、フィールドも拡大する。行政は、そういうような方々と協働しながら、あるいは下支えに入って、この広い活動領域を支えていく。こういうような形で地域づくりの新しい領域を開拓していきたい、こういう考えでございます。

最後でございますが、この資料の 32 ページ、最終ページをご覧いただきたいと思います。国土基盤の形成に向けた戦略的な投資に関する資料でございます。赤点線囲みが国の資源配分戦略、青の点線囲みが広域ブロックの資源配分戦略をまとめてございます。

赤のほうの下から順繰りにご覧いただきますと、国が直接行う国土基盤投資、これは国が当然行うわけですが、それとともに、地域に対する国の支援をやっていく。それをやるにあたっての考え方として、右側の太点線矢印でございますが、重点化の視点により行っていくというようなことを示させていただいております。

私からの説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

○千速国土審議会会長 森地部会長は。

○森地委員 結構でございます。

○千速国土審議会会長 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございますか。

質 疑

○中谷委員 衆議院の中谷元です。このたび審議会委員に入れていただきましてありがとうございました。

担当者の皆さんには、国土形成計画作業ということでご苦労様でございますが、広域ブロック単位

の自立的発展を打ち出したわけでありまして、方向性は良いと思うのですけれども、問題は今の都市と地方の格差が大きく開いていまして、この計画を実行するための、地方に力があるところとないところがあるというところが問題だと思います。つまり、財政力の弱い自治体は負担が出来ないということで、いろいろ計画しても、それを推進出来る地域と、借金を返すために県単事業なんかほとんど出来ない地域とかがありまして、それがまた格差を広げる結果になってしまって、本当にこの構想自体は素晴らしいと思いますけれども、進めうる仕組みになっているのかなという問題があるかと思っています。

従いまして、地方分権を進めていく上では、地方の格差の是正がないと進まないという問題があるし、地方分権と道州制という片や議論をしている中で、この地方分権の権限・財源・税源、この移譲をどうするかという考えなしにこれを進めるということについて、また道州制をやるのかやらないのかということも、このブロック構想については国民としては捉え方が大きく違うと思うのですけれども、この点につきましてももう少し説明していただきたいなと思います。

○細田委員　では、私からもひとつ。過疎地、特に農村地域が非常に疲弊していまして、これは全国どこでもそういうことだと思います。

1つは、まず米を中心とする農業がほとんど採算がとれないという状況ですね。それだけでは多少のことでもだめだと。それから、もちろん第二種兼業農家などが多いと思いますけれども、それはどうして第二種兼業かという、亭主はどこかで働いている、そして奥さんはどこかでまた工場とかいろいろな事務所で働いている。嫁さんも子供もどこかで働いている。中国が大家族でみんな働いているから意外に所得が多いぞなんて言っていますけれども、日本の田舎は実はそういうふうにならずにずっと来たんですね。

ところが、地方で今崩壊が始まっているのは、まず小さな工場とか働き場、サービス業も含んで、建設業も含みまして、これがどんどん減っているわけです。1つは、公共事業の削減によって建設業がうまく立ち行かなくなっているというか、その規模が縮小していることがありますが、そのほかに、例えば、中国地区の統計をこの間中国経済連合会が出してきたんですが、5県で7万人の繊維・縫製・衣料従業員が減っております。そして、そういうところこそ、地方のそれぞれ細かいところで、過疎地などで小規模な繊維工場、縫製工場、あるいは電子部品工場とか、そういうものを作って総合的に所得を何とか支えて生活してきたんですが、対中国投資などが随分この10年間で進みまして、電子も機械もみな中国へ出ていくということによって崩壊しつつあるわけです。この崩壊は、このまま放置しておくとなんか完全に完全崩壊してしまうような状況にある。

となると、最近どうかというと、対中国投資なども反省期に入りまして、円安も少し進んでいると

か、国内投資をもうちょっと見直そうという動きはあるんですが、そこに手を差し伸べる政策が足りないためにまだまだ地方の崩壊は止まらない。従って、地方産業の振興法のような法律をつくってでも、また、真水の整備費用や企業補助金を出してでもきめ細かく地域を守っていかなければならないのではないかと。そして、そうやって守らないと、国土計画が大きな意味では倒れていって、過疎地はほとんど全部壊滅してしまう可能性がある。こういう認識だと思いませんか。高知県もそうだろうし、島根県もそうだし、どこも田舎はみんなそうでございます。大都市圏と言われるようなところでも、地方はそうなんです。

従って、私は今政策論で地方振興でやれと言っているのは、むしろ安倍政権挙げてそういったところに力を注いで下支えするようなことも地方対策として必要なのではないかとこのことを言っているわけですが、そういった視点をやっぱり総合的に盛り込んでいかないと、この計画は途中でかけ声倒れになってますます集中化が地域ごとに進んで、大都市化が進む、そして国土保全もままならない、こういうことになるのではないかと考えておりますので、政策的に、道路財源の活用も道路もさることながら、離島振興とか、あるいは地方の産業振興とか、そういうところに目配りをするような国土計画をつくっていかないとだめだと。それは楯の両面というか、コインの両面であって、片方を怠っては必ず崩壊する、こういう危機感を持っておりますので、そういった面でのアプローチをより進めたいと思います。

以上です。

○千速国土審議会会長　ほかにどうぞ。

○山根委員　参議院の山根でございます。お尋ねいたします。

人口減というものを前提としてこれはつくられたというご説明だと理解いたしますけれども、施策的に国土形成する中で、人口減に歯止めをかけるというふうな発想というか、ご議論はなかったのかどうか、その点ひとつ伺いたいとおきます。

それからまとめて幾つか伺いますが、東アジアでの各地域の独自性の発揮ということで、東アジアの今後ということを考えてみると、アメリカとの取引をも超えた中国と日本の経済関係ということもございますが、2008年に北京オリンピックがあってその後2年後に上海万博があるということまでは、中国がどうなっていくかというのは大体想定内ですけれども、しかし、それ以降の中国の経済状況、社会状況というのはなかなか予測が難しい不確定な部分、あるいは不安定な部分があったのだらうと思います。あるいは朝鮮半島の問題もございます。そうしたアジアの不安定要因というものは加味されているのかどうか、幾つかのシミュレーションを持っていたのかどうか、その点をまず伺いさせていただきます。

そして、いま一つは、実は一次全総のときには、1962年に出来上がりましたが、1964年に東京オリンピックがございました。そのほか、万博であるとか科学博であるとかという開催を前にして、ほとんど今までの五次までの総合計画がタイミング良くつくられたように経過の中では理解をしておりますけれども、今度は冬季オリンピックということをおそらく国を挙げてということになると思うんですけれども、そうしたことでこれが視野に入っていたのかどうかということです。おそらく入っていなかったんだらうと思うんですけれども、もし冬季オリンピックの開催というふうなことになるのであれば、私は千載一遇のチャンスだらうと思います。それはハード面というよりもむしろソフト面であるし、そして、日本の国土形成のありようというものを世界中に発信出来るチャンスなわけですが、そうしたことを私は前提と言いましょか、幾つかのシミュレーションの中では入れておくべきだったのではないかというふうに思います。

今幾つかのお尋ねをさせていただきましたけれども、こういうような非常に不確定な、あるいは激動のアジア情勢の中で、これは10年あるいは15年のスパンで確定していくということに非常に無理があるのではないかと。政策評価を行うという法律改正になっていたと思いますけれども、計画そのものの見直しというものも、これは政府のほうに話をすべきことかも知れませんが、やはりこれだけの時代の急速なテンポの中で、計画というのはある一定の期間で見直しておくべきだというのは私自身の意見でございます。例えば3年後ぐらいにそれぞれを見直すということは私自身も必要だらうと思いますが、これは本来は政府に聞きたいところでありまして、部会の皆さんにその辺の必要性をお感じになっていらっしゃるかどうか、ご見解をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○千速国土審議会会長 事務局から特にございますか。

○森地委員 後で事務局からも補足をいただきたいと思いますが、計画部会で議論した一番重要なポイントはまさに今ご指摘いただいたことでございます。

中谷委員からご指摘の広域ブロックの自立の可能性ということについてどうするか、あるいは、細田委員からの過疎地の問題、あるいは産業界の動向の話、ブロック内格差の話、こういうことが一番のポイントでございました。基本的には、だからこそ都道府県単位ではなくて、広域で何とか努力しようではないか、しかも、その圏域をどういうふうにまとめるかということについて各自治体でご意見を伺いながら今まとめたものでございます。しかしながら、それでもまだ、例えば、お膝元の四国と中国、出来ることなら協働していろんな議論をする場もあるのではないかと、北陸の問題ですとか、こんなこともございました。

時間がございませんので簡単にいたしますが、基本的に過疎地の農村も、東北のほうはどちらかと

いうと大家族がまだ残ってございます。西日本のほうは独居家族が非常に多いわけでございます。あるいは、北海道は、今回の計画の外ではございますが、また違う様相を呈してございます。従って、それぞれの地域で過疎対策と言っても違う政策が必要なのではないか。だからこそ広域地方計画の中で具体的に議論していただきたい。しかも、その下支えの国の支援、これも先ほどぜひつくっていただきたいという提言をしてございますが、それも出来ることなら地域が自らいろんな工夫をし、計画を立て、それを支援するというような格好で、全国一律ではなくて、それぞれの地域がこういう部分を強くしたい、こっちの地域はこういう部分を強くしたいということが支えられるような、そういうインセンティブ型と言いますか、そんな格好にしてはどうか、こんなことを議論してまいりました。

それから、道州制については、基本的に我々は国土計画ですから、ガバナンスの議論をしているわけではございませんし、財政の議論をしているわけでもございませんし、それから、福祉の話も一般論でしかやってございませぬので、本来の道州制は我々の議論の外であろうと。少し言いすぎになるかもわかりませんが、今回の広域地方計画のようなことを各県が協働でつくっていただいて、その中から次のガバナンスのあり方が生まれてくるかなと、こんなことを内々では議論をしてございました。

それから、人口減につきまして、山根委員からご指摘がございましたが、人口減は、もちろん出生率の問題もございませぬが、もう既に出生率は落ちておりますので、人口減がもたらすさまざまな問題に対応しなければいけない。つまり、過疎地も都市的なサービスを、具体的には大都市と同じような医療サービス、教育の機会、娯楽の機会、こういうものがなければ人は住めないわけでございますから、そういうことをやるためにもう少し広域で上質な都市的なサービスを維持出来ないかとか、あるいは、労働力が減ってきたときにその人口減の影響をどういうふうに見止めるべきかとか、コミュニティーの崩壊はどうすべきかとか、出生率以外の人口減がもたらす問題について回答を用意しなければいけない、こういう議論をしてまいりました。

それから、アジアの不安定要因、まさにそこがポイントでございますが、人口減は特に生産年齢人口の減少は中国でもう10年以内に起こり始めます。フィリピンも、タイも、インドネシアも、既にそういう状況が2、30年の間にまいります。従って、そういうことを見据えて、産業界もリスク分散とか、あるいは将来の需要を見定めた行動を始めているのが先ほど細田委員のおっしゃったような実際の行動にかかわってきているかと思えます。ただ、一律に見据えて、これだから全国一律でこう対応しようというのはいかにも難しい。それよりも、各地域が違う方向を見て、違う戦略をとっていくことで日本全体が強くなっていくのではないかと、こんなことを議論してまいりました。

最後に、冬季オリンピック後の戦略という、オリンピックというものを明示的には全く議論はして

おりません。それ自身が非常に不安定です。しかしながら、状況がどうあるかということについては、オリンピック以外のアジア、あるいは世界の状況がどうなるかということについての議論をしてきたつもりでございます。

最後に、計画の見直しは、本文の中にも書いてございますように、モニタリングをしながら、常に新たな対応を考えていく、こういうシナリオで提言してございます。

あと、事務局から補足がございましたら、よろしく願いいたします。

○鳥飼国土計画局総合計画課長 若干人口のことでご紹介したいと思います。資料3-2、図表でございます。今回の議論の前提といたしました将来推計、国土計画局の試算値がでございます。

下のほうが合計特殊出生率でございます。実線の青が現状でございますが、現時点での国立社会保障・人口問題研究所の将来推計の設定値である1.39、ここまでここから戻るとというのが緑の点線でございます。この緑の点線で1.39まで先々戻っていく、こういうようなことを各人口グループごとに当てはめて将来予測をしたのが上のほうでございます。上のほうの中、ちょっと数字がいろいろございますが、これも緑の点線が今回の議論でございます。

出生率の回復をこのような形で期待した上で、新たに生まれてくる方々は、そういうことで、徐々に出生率回復を果たすにしろ、現在いらっしゃる方々が、人口の場合は、10年、15年はほぼ先を決めてしまいますので、計画期間を10年から15年と考えた場合に、例えば、2020年での青の点は1億2,320万人、このぐらいが見込まれるというような議論をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○千速国土審議会会長 どうぞ。

○杉浦委員 質問ではございません。意見と申しますか、お願いでございますが、言葉の使い方をこれからの審議会で十分ご検討いただいたほうがいいのではないかと思います。というのは、東アジアという言葉とアジアという言葉がどこを意味するのか。文を読んでいますと混乱するところがあるんですね。東アジアがASEANを含むようですが、ではオーストラリア、ニュージーランドはどのようなのかとか、読む人によって、各国が「おれのところ入っているのか入っていないのか」という、そこにかかわることですので、そのの使い方を正確にやっていただきたいと思うんです。

例えば、東アジア日帰りビジネス圏の形成・拡大。図面を見ていますと、どうもこれは中国、韓国、台湾ぐらいまでしか入っていないじゃないかとか、ASEANは入っていないなとか、国際協調によるアジア統一ルール形成、アジア統一ルール、東アジアだけなのか、インドとか入るのか。やっぱり言葉というのは大事だと思うんですね。この中を聞いていると、経済、東アジアと交流拡大と

言っているんだけど、中国ぐらいしか意識していないのかな、ASEANは残っているんじゃないかとか、そんな感じもしないでもないですから、ここのところは全体にわたって誤解を与えないように十分にご検討をお願いしたいと思います。場合によったら、アジアは「東」を取ってしまうとか。中国等の経済発展は確実だからと書くのはいいんですが、インドとの関係も考えなければいけないわけでしょう。視野に入れなければ。オーストラリア、ニュージーランドもあるわけだから、ここのところは、会長、今後の審議で十分にご検討願いたいと思います。

○千速国土審議会会長　ただいまのご意見、非常に重要な問題だと思います。やっぱりパンパシフィックと言いますか、太平洋に沿った中での経済交流というのはどんどん増えてきておりますし、非常に広域になっていますから、ご指摘のとおりであると私は存じます。

ほかにご意見どうぞ。

○大西委員　委員の大西と言います。2点、これからの議論の方向と言いますか、そういうことに関連して発言したいと思います。

1点目は、本文、中間とりまとめの6ページに、新しい国土像として今後の国土像を指し示しているところがあって、下から3行目に「国土の均衡ある発展を実現」というふうに書いてあります。国土の均衡ある発展というのは、実は国土形成計画、あるいは、その前身の全総計画では定番の、最も重要な言葉の1つであったと思いますが、私は、国の計画で全国的にある種ナショナルミニマムを実現していくということは当然の役割で、非常に重要な概念だというふうに思っているわけですが、しかし、全総計画、あるいは国総法を改正して今回の法律にするにあたっては、この均衡ある発展ということについていろいろ議論があって、財政力だけで均衡ある発展を実現することが困難とか、あるいは、均衡ある発展がともすれば画一化をもたらしているのではないかというような議論があったわけですから、私は、今回こういう概念をあえて継承する場合には、中身をもう少しはっきりさせる、あるいは、その実現手段についても言及していかないと、従来とどこが違うのかという誤解を生みかねないというふうに思います。この点、第1点です。

つまり、従来は、例えば工場移転を通じて均衡ある発展を実現しようとしたわけですが、現在では、大都市から工場が出ていっても、それが国内のどこかに立地するわけではなくて海外に流出してしまうということで、国内の言わば均衡ある発展にあまり貢献しなくなっているということもありますし、財政を通じた均衡ある発展というのが非常に困難になっている。私は、基本的には、これからの均衡ある発展と言いますか、ナショナルミニマムの実現を保証するための地域の発展というのは、民間、つまり公共投資プラス民間の投資という組み合わせを十分に意識する、民間投資を誘導するような、あるいは誘発するような公共投資のやり方というのをもっと徹底していくことも必要だ

し、あるいは、既に地域に存在している例えば地場産業のようなものに、デザイン力とか、あるいは流通経路の改革で、いわゆる内発的創造というのをもっとスムーズに産業化していくようなルートを考えてとか、あるいは、せっかくブロックの計画を今回立てていくので、ブロックの中心都市の役割というのをもっと強調していくとか、いろいろ新しい工夫が要るのではないかと。その点を早急に整理して、ここの内容として込めていく必要があるのではないかとというのが1点目であります。

2点目は、特に社会資本整備のあり方でありましてけれども、どこというふうに場所は限定しませんけれども、全体にやはり人口が減っていく、特に生産年齢人口、勤める人の数がかかり急速に減っていくわけですね。従って、社会資本整備を支えたり、あるいは利用していく人、特に通勤のために今まで交通手段を整備してきたわけですが、通勤する人はかなり減っていくだろうと思うんですね。一言で言えば、非常に人口密度が疎になっていく、その疎な社会における社会資本の維持・管理のあり方、これを従来の都市化の中で、非常に密な日本の国土の中で社会資本を維持・管理、あるいは整備するやり方から転換していく必要があるのではないかと。そこをもう少し明示的に書く必要があると思います。

今年の9月30日に、愛知県の小牧というところの十日台という新交通システムの第1号の新交通システムが廃止されたんですね。つまり、お客さんがいないということで廃止したわけでありまして、従来、日本の都市鉄道はお客さんが料金を払うことによって特に運営を成り立たせてきたわけですが、当然、疎な社会になればそれがうまくいかないわけですね。従って、もっと多方面の受益者負担の仕組みを考えていくとかいう工夫がないとこうした交通も支えられない。新しい疎な時代には、新しいことを考えていく必要があるということでありまして、ぜひそういうことについて、社会資本の領域ではもう少し政策的に進化させていく必要があるのではないかとこのように思います。

以上です。

○千速国土審議会会長　どうぞ。

○川勝委員　委員の川勝平太です。2点申し上げたいと存じます。

この計画部会中間とりまとめと、それから広域地方計画とは、互いに総合しなくてはならないと存じますが、中間とりまとめにおける第2の新しい国土像におきまして、東京に過度に依存しない自立的な圏域を形成すべしという、そういうことが書かれておりますが、東京に過度に依存しているかどうかという、あるいは依存しなくてはならないかどうかということは、先ほど資料3-2の7ページで広域ブロックの人口・GDP・面積を比較したものをお見せいただいておりますけれども、首都圏、すなわち東京中心の地域と他の地域との比較をいたしますと、首都圏と四国圏では人口が10分

の1以下、あるいは北陸圏ではもっと小さくなります。さらにGDPにおきまして、首都圏と北陸圏、あるいは四国圏を比べますと、これは15分の1という小ささであります。このようなブロックの括りを見ますと、果たして東京に過度に依存しない自立的な圏域を形成出来るのかどうかということとであります。

ここでは、他の外国と比べられていますけれども、国内における均衡ある地域の発展ということになりますれば、このような15分の1から数分の1というふうな、首都圏と比べての弱い圏域であって、どうしてこれが過度に依存しないで自立的な圏域を形成出来るかということになりますので、これは広域地方計画におけるブロックが8つということで提示されましたけれども、それを改めるべしというように読むべきなのかどうかということとであります。

ちなみに、資料3-2、2ページ目に、21世紀の国土のグランドデザイン、これは全総計画における最後の計画と今度の国土形成計画との対応関係を示した図が書かれております。その第3部のところに、21世紀の国土のグランドデザインのところに、北海道地域、東北、関東、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄というふうに書かれておりますが、ここで広域地方計画が北海道と沖縄を除いたブロック形成について議論をとりまとめたのでありますが、これは、そのままこのブロックと同じであるということで、単にこれを踏襲したのにすぎないのかというふうにも取れるわけあります。そのあたりのところを考えますれば、例えば、この中国と四国圏とが合同委員会を形成するか、北陸圏と中部圏とが合同委員会を形成するかということが言われておりますけれども、なおかつ、それでも首都圏との格差は十分に埋まっていないということから、最終的に東京に過度に依存しない自立圏の圏域は首都圏に対してどのような大きさを想定するのが望ましいかどうかということを考えてさせられます。

第2点は、この計画のねらいと戦略的取組の主体にかかわるところで、「新たな公」による地域づくりというのが出されております。この新たな公というのは、公と人の中間的な領域というふうに書かれております。ご説明は極めてわかりやすく納得をしたわけではありますが、日本では公私混同というところをあんまりいい意味にはならないわけがあります。むしろここでおっしゃりたいことは、ご説明に即して言うならば、公共の「共」のほうに近いと。公も私も一体的に地域づくりに、あるいは国づくりに協働してやるということではないかと思えます。あるいは、さらに言えば、単に官公庁だけでなく、民間もみな公人としての役割を持っている。企業も言わば社会の公器であるというふうな、そういう捉え方で民間における公的側面をもっと明確にしたほうが「新たな公」という言い方よりもわかりやすいのではないか。説明しなければわからないような概念を一番の基礎に据えられるというのはどうかというふうに存じました。

以上であります。

○千速国土審議会会長　　ありがとうございました。

どうぞ、植本委員。

○植本委員　　植本でございます。幾つかご質問と要望を申し上げたいというふうに思います。

計画そのものについて、基本的な考え方のところ、この間さまざまな計画が出されている中では、人口減少傾向をマイナスと捉えて危機感を煽るようなものが非常に多いわけでありますけれども、この考え方のところでは、人口減少を否定的に捉えるということではなく、しっかり受け止めて、どのようにやっていくのかという基本スタンスが出されている点については評価出来るというふうに考えております。

その上に立って、しかしながら、経済の部門のところの本文の9ページの表現でございますけれども、「我が国企業の積極的な東アジア諸国への展開に伴い直接投資が増加し、一時は国内産業の空洞化が懸念されたものの、経済全体で見れば輸出の増加や投資収益が我が国に還元される好循環が形成」というふうに言い切られているわけでありますが、先ほどどなたかからもありましたように、さまざまな格差が散見される中で、とりわけ地域間、企業間、業界間での格差がある中で、ここまで逆に楽観的に言っているのかなという疑問を少し持つわけでありますので、表現や内容についての工夫が出来ないのだろうかというふうに考えます。

それから、本文の13ページのところに、(2)持続可能な地域の形成の2行目のところから、「人口増加に伴う都市の拡大に合わせて基盤整備を行う考え方から、拡散型都市構造を是正しつつ既存ストックの状況に合わせて」という表現があるわけでありますが、それと、もう1つ、下の〔集約型都市構造への転換による国土の効率的利用〕というところでは、豪雪地帯における財政面での考え方ということが両方同じページに書かれているわけですが、この考え方を見れば、社会資本を整備したところに人が住むべしというところまで考え方なり政策の転換を意図したものなのかどうなのかというところが少し疑問に思うところでありますので、この点についてお尋ねを申し上げたいということです。

それから、21ページのところに「国や広域ブロックの経済・社会機能の中枢を担う大都市圏及び地方の中枢・中核都市において、これら中枢機能の相互ネットワーク化を通じた相互補完・代替性の強化」ということが書かれてございます。この中枢機能ということの場合に、どの範囲までを中枢と言うのか、民間のさまざまな機能も含めての中枢機能なのか、少し概念的なところを整理してお教えいただきたいのと、それから、その場合に、とりわけ首都機能の代替機能、災害も含めてでございますけれども、首都機能の代替機能ということについての想定がどのようにされているのか。首都機能

の移転の問題は、別途、国会等のところで考えるという表記が前のほうにあるわけなんですけれども、代替と言った場合に、どの地域のところでそういう代替ということを考えているのか。同じという、その中で何か考えるというふうなことで想定されているのか。むしろ激甚災害のことを考えれば、別の地域での代替ということについての検討ということは今後やっていくべきではないかというふうに考えますので、この点についてお教えいただきたいということでございます。

それから、今後計画を進めていくとか決定していく段階で、広域地方計画を策定するときに、広域地方計画協議会を設置するというふうなことでございますけれども、そのときに、さまざまに住民の参画と言いますか、そのことがやはり新しい公共ということを議論していくときにも大きな担い手である住民の参画ということが大変重要かというふうに考えますので、このところは計画協議会のところでNPOや住民、そしてまた、そこで働く勤労者の代表、そういう人たちの協議会への参画が今後の議論の中に入っていけるように整理をしていただけたら、これは要望でございます。

それから、もう1つは、この全体の計画を通じて、国土、地域、産業、防災、このところはかなりしっかりと重点ということであろうかと思いますが、一方で、住宅政策や環境保護や都市景観、この辺のところについてもしっかりとトータルなものとして総合的なものが形成出来るように、これからの議論の深化をお願いしたいというふうに思います。

それから、最後に、パブリックコメントのことも書いていただいておりますが、この文章を読んで、私自身も大変片仮名の言葉が多くて戸惑いました。定着している片仮名の言葉というのは一定程度あるわけですが、かなり専門用語的片仮名表現ということ言えば、これから国民的議論を、とりわけパブリックコメントを含めてやっていくときにわかりやすさに欠けるのではないかと思います。そこは美しい日本語で大体表現出来る部分のところは、日本語の表記を括弧書きにするなり、置き換えるなりをしていただけたら、これもご要望でございます。

以上です。

○矢田委員　2点ほどお願いしたいんですが。全体的には、50回の専門委員会をやっただけあって、かなり目配りが効いていると思っております。

その中で2点ですが、五全総のときは多軸型、その前が多極分散型なんですけど、今回の基本コンセプトはどれなんだろうかとこのところが、それはどうも新しい国土像の(1)の括弧に入った「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土」、これをもって基本コンセプトとして理解してよろしいかどうか。そうすると、川勝委員の話がかなり効いてきまして、私も圏域部会で川勝委員と一緒になんですけど、計画策定する主体の側から北陸圏、四国圏は自前でやるということの非常に強い要求があって、結果的に300万か400万の人口と3,000万の人口とが均衡ある発展という、なかなか

誰も理解しがたいような国土が出来るので、やっぱりその東京に過度に依存しない自立的な圏域を形成するときに、明らかにここはやはり中・四国、中部・北陸が連携する。

それから、首都圏につきましては北関東の自立を促すという、その辺の文章は1本あっていいのかなと思っております。人口300万、400万で非常に無理をして肩ひじ張ってというよりも、やっぱり隣接地域と連携しながら自立するところをどこかでメンションしていただかないと、あくまであれはまとめるときに無理をして、妥協の産物として合同協議会とか北関東とかというふうに言ったわけでは毛頭ないので、今後のやはりこのコンセプトに合うようなときに、自立するという言葉をつけたときに、その辺詰めていただきたい。これが1点であります。

2点目は、確かに東アジアの発展を各地域が意識しながら戦略をつくっていくというのは成長の局面としては当然だと思うんですが、にもかかわらず、いわゆる集落消滅地域とか、中心市街地の活性化については、申し訳ないですけど、私も国土審議会に10年近くおりますが、1つも特効薬はなかった。やっぱり構造的な問題として、いろんな手を打っていただいたけれども、これでこの問題を解決出来るという実感はほとんどない。そうすると、いろんな文章があってもいかなものかという感じはするんですが、私はこの中で、川勝委員は多少疑問がありますが、新しい地域づくりの主体の形成をかなり前面に出したと言いますか、「新たな公」という。確かにNPOとか、それから、本当にボランティアで動く人々は非常に増えていまして、これがまちを支え、森を支えているという力としては流れているんですが、この中間報告では、おそらくその動きを加速するしかないのかなと思っていますが、今の調子ではなかなか解決する方向には行かないので、全国的にこれを支援して加速する方法は何なのかということをもっと詰めていただきたい。今、ほとんどボランティアとNPOの自主的な動きに依存していますが、おそらく国土政策で非常に細かいところまで気がついて地域づくりをするのはこれしかないと思います。これは新たな公がいいのか、ほかの言葉がいいのかは知りませんが、おそらくこれが決め手だというふうに見ていますので、お金を幾ら投下してみてもどうも一向に展望がない、これはもう市場メカニズムですから、市場メカニズムに反することを政策的にやってきたというか、別にそれが悪いわけではなくて当然国の役割ですけれども、それでも、構造的に非常に流れは無理なんだとすればこれしかないと思いますが、ここのところをもっともっと詰めて、本当に一つの力になるような議論をしていただきたい。もちろん地方でもそれをきちんとやってきますけれども、よろしくお願いします。

○千速国土審議会会長　どうぞ。

○中村委員　皆様おっしゃったこととほぼ重なるのですけれども、2つほど。

1つは、東京一極集中と、この広域圏で言うと、東京圏があまりにも飛び抜けているということで

す。それが今現在そうであるというだけでなく、この報告書の中にも「東京圏への人口の転入超過は続いており」と。それはその方向に動いていますよ。私はもともとは東京の人間なんですが、職場を大阪に持って、東京と大阪と両方に暮らしておりますと、どう見ても東京の人たちはこの自分のところにすべてのことが集中していることをいまだによしとしているとしか思えません。これをもっと広域的に変化させていこうという意識が、東京、この集中している場所の人々にあるように思えませんし、一方、大阪、関西に行きますと、東京を向く気持ちは変わっているようには思えないのです。

ここで書きになっていらっしゃることは、私は個人的にはこの方向にぜひ行ってほしい、日本の国はこういう方向へ行くことが、豊かさ、暮らしやすさの方向だと思っているんですが、現実、全くそういう方向を意識が動いていないという気がするんです。例えば、先ほど都市機能、首都機能の問題がちょっと触れられましたけれども、それは、ここではどう扱うことなのか、私にはちょっとまだわからないのですけれども、例えば、ここでのこの計画部会ではどうなのだ、都市機能は、首都機能の話は首都機能なのだ、すべて別のことにしないで、日本の国のこれからなので、そういうところをもう少し連携させて、例えば、こういうことをやろうとしたら、積極的にある種首都機能というものを動かすということをやらなければ広域化の方向にはなかなかいかないのではないかと、いうようなことを少し考えてもいいのではないかと、いうふうに思います。

それから、もう1つ、ほかとの連携という意味で、私は生物をやっておりますので、農林水産業に非常に興味があるのですが、今回も「美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開」というところで非常に良い方向を出してくださっているのですが、これもです。人々の意識、具体化、そういうことを考えたときには、今、確かに農林水産省も非常に大きく法律も変え、方向もお変えになって、具体的にやっていたら、私はここで考えたことと非常に重なる方向に行っていると思います。ですから、それは具体的な行動のほうでなされればいいのかもしれませんが、やはりこういう、もう国のことを考えるときには、あまりこの省、何とかの省ということではなくて、少し横の繋がりを感ぜさせるような形に積極的に持っていくというイメージをもっと出していいのではないかと、いうふうに思いました。

○千速国土審議会会長　ありがとうございました。

ただいまのご意見、よく事務局でも検討していただいて。

○森地委員　一言だけ。後で局長にまた補足していただきましたのですが、1点だけ、東京一極集中のご議論を随分いただきました。基本的に、都道府県格差で言いますと、大阪とか名古屋の相対的位置が低くなって、例えば1人あたりの所得をとりますと、東京だけ上がって、あとはずっと割合平準化をしてまいりました。少なくともこの数年までは全体の都道府県格差は縮まる方向にまいりました。

そこから次のステップとして大変重要なことは、ブロック間格差はずっと縮小してまいりましたが、ブロック内の都道府県格差は拡大してまいりました。

このことを我々はどういうふうに理解するかですが、1つは、政策にかかわる経済のグローバル化の必然として、国家間格差は縮まり、国家内格差は広がる、こういうことが起こっています。EUでも起こっておりますし、ほかの地域でも起こっています。こういうことが、この国では東京一極集中というのと全く別に、ブロック内格差という格好でも出てきております。例えば、福岡が非常に強くなる。そのときに、福岡の他の県との格差が拡大する。これは経済のグローバル化の必然ですから、これはこれとして受け止める必要がございます。その上で我々に何が出来るかということを経験する必要があると思います。

従って、その1つの解として、各ブロックで東京の機能を欲しいとか、あるいは、そこを弱めるべきではなくて、アジアの中でどういう力をつけていくかということに向かって計画をつくり上げませんか。それも全国計画ではなくて、ブロックごとに計画をつくりませんか。過疎の問題も、ブロックごとに解決策をもう一回考えませんか、こういう呼びかけでございます。もちろん問題が大変難しいのはわかった上でございますが、矢田委員ご指摘のように、財政で同じように支えていくということは難しいし、それから、画一的に同じ方策で支えていくというのもそれは最適解では決していないのではないか、こういう問題意識でございます。

ほかの多くのことは、おっしゃる話が本文の中に書いているつもりでございますが、強調の仕方が足りないか、印象が薄いかということがあるかも知れません。私からそれだけ申し上げたいと。

○千速国土審議会会長　　ありがとうございました。

どうぞ。

○渡邊国土計画局長　　それでは、座ってお答えを申し上げたいと思います。

委員の皆様には大変貴重なご意見をたくさんいただきまして、本当にありがとうございました。これから最終のとりまとめに向けて、いただいた意見をしっかり受け止めていきたいというように思っております。

杉浦委員はお帰りですけれども、東アジア、アジアの使い方につきましては、先ほど会長からもお話がありました。私ども、一応東アジアはアジアよりもちょっと狭い地域というような形で相当気をつけて書き分けたつもりではありますけれども、確かにご疑問のような点があろうかと思っております。さらに検討していきたいというふうに思っております。

大西委員から、国土の均衡ある発展ということにつきまして、どういった考え方があるんだということで、まさに大西委員、先ほど幾つか民間を誘発する投資、デザイン力等お話をいただきました。

そういったことも報告書の中にも書いてございますけれども、さらにしっかり議論していきたいというように思っております。

それから、社会資本整備のあり方ということで、これから維持・管理のあり方が非常に重要であるという、ここの認識も全く同じでありますけれども、さらにまたいろいろとお知恵をお借りしながら、どういったことを提言出来るかということを経験部会でご議論いただけたらというふうに思っております。

それから、川勝委員と矢田委員から「新たな公」のお話が出ました。今回の計画の中で新たな公とか、あるいは国土計画における人々の役割、あるいはいろいろな社会サービス、経済、それから環境その他、そういったものにおける人々の役割というのが非常に大きいということで、その中で実際の動きを捉まえながら、それを更にどうやって伸ばしていくかということを経験してきたつもりでございます。矢田委員のおっしゃられたように、更にこれをどうやって加速させていくかということ、またこれから知恵を出して考えていきたいということで、またご指導のほどお願いしたいというように思っております。

それから、植本委員から何点かご質問いただきました。9ページの東アジアの発展によって好循環が起きているというのはあまりにも楽観的ではないかということでございます。従来、この部分に関しましては、東アジア、特に中国の発展、中国が産業を発展させるその過程で、日本からのものを持って行って、ものづくりを持って行ってしまおうという非常に悲観的な気持ちが強かったのですがけれども、最近の中国の発展の中で1人あたりの所得も伸びている。そういった中で、逆に日本にとってプラスの部分も出てきている。これを積極的に生かそうという気持ちでこう書かせていただきましたけれども、そこは全体のバランスの中で、表現ぶりをまた考えていく必要があるのかなというように思っております。

それから、既存ストックに合わせてコンパクトシティ、あるいは集落を、そういったところについて、既存のストックに合わせて人を誘導させるというのは問題ではないかというようなお話があったと思います。ここで述べておりますのは、実際の動きとして、人々が都市に集まるような動きがあるということ、それから、中山間におきましてもそういった動きがあるのではないかとことを含めて、そういったものを、これはもう住民が主体の話ですから、ここはしっかり皆さんで主体的に考えていただき、そういったことに対して、必要であればしっかり支援をしていくという趣旨で書いたものでありまして、必ずしも誘導するというつもりで書いているわけではございません。ただ、やはり既存ストック、これまであったものをしっかり使っていくということは非常に重要な視点ではないかなと。これからの投資規模ということを考えていきますと、そういったことが必要ではないかなとい

うように思っております。

それから、首都機能の代替の話をしていただきました。首都機能の移転絡みの話につきましては、報告書の中に書いてあるとおりでございます。1つ、その前に、大都市圏の中核というお話があったと思いますけれども、中核の中には、単に政治的な話だけではなくて、金融経済、いろいろな諸々のものが入ってくるというように思っております。そういったものをしっかりネットワークをつくってバックアップを果たしていくということが必要であるということをお話の中では書いているつもりでありますけれども、首都につきましては、昨年9月の中央防災会議におきまして、首都直下型の地震対策につきましては、これはBCP(事業継続計画)を立てるというようなことでやっております。こういった取組の状況を見ながら、またこの計画の中でも今後議論していく必要があるかなというように思っております。

それから、広域地方計画協議会におきます住民あるいはNPOのご意見の反映ということでありますけれども、広域地方計画協議会の中に入ってしまうかどうかというのは、それはまた各協議会でご検討されておられることだと思いますけれども、少なくともNPOの方々や住民の方々の意見がしっかり反映される、そういう仕組みだけはつくっていただきたいというように思っております。

それから、住宅・環境・都市景観等につきましては、記述がちょっと少ないというようにご指摘かと思っておりますけれども、住宅につきましては、今の状況からしまして、ストック重視の住宅というようなことを、文章の中ではこの場所はこうということは申し上げませんが、相当意識して書いてございます。景観・環境、こういったものについても、非常に重要であるというような認識でご議論いただいております。

それから、片仮名の表現がわかりにくいのではないかというお話で、私どもも出来るだけ片仮名をなくそうというように努力はしているつもりでありますけれども、どうしてもまだ片仮名が多く使われております。これは、片仮名のほうが短くて概念が表しやすいというようなことがございますけれども、それにしましても、やはり今度の計画、繰り返しになりますけれども、国民、住民一人一人がしっかり受け止めていただいて行動していただくということが意味がありますので、その点では、わかりやすさというのは更に工夫をこれからしていきたいというように思っております。

それから、基本コンセプトにつきましては、一応部会長にお答えいただいたということで理解しておりますけれども、よろしいでしょうか。

それから、中村委員から、東京一極集中の問題、それから、農林水産業の状況というようなことでお話いただきました。その中で、国民の意識の具体化ということが非常に重要であるということと、それから、各省の横の繋がりが非常に重要であるということをおっしゃったのかなと思っております。

ますけれども、今度の広域地方計画協議会、これは1つのブロックの中で、国の出先機関と各都府県、政令市、それから経済界の方々、この方々がまさに一堂に会して議論するというのも考えますと、非常に横断的な議論が出来るのではないかなというように期待しております。

それから、繰り返しになりますけれども、今回の計画の中で、やはり国民の役割ということが非常に重要だと思っております、そこをどうやって盛り上げていくかということこれからまたいろいろとお知恵をお借りしながら考えていきたいというように考えております。

もしご質問、ご意見の関係でお答えしていないことがありましたら、おっしゃっていただければと思いますけれど。

○千速国土審議会会長　　どうもありがとうございました。

時間がちょうど終わりになつてまいりまして、本日はこれもちまして国土審議会を終了いたしましたと思います。ご熱心なご意見、ご議論いただきまして、ありがとうございました。

あと、事務局から連絡事項、あるいは何かございますか。

○山本国土計画局総務課長　事務局からご連絡させていただきます。

申し遅れましたけれども、本日の会議は定足数を満たしていたということを報告させていただきます。

また、次回の国土審議会につきましては、開催が決まりましたら、事務局より連絡をさせていただきます。

最後に、本日お配りいたしました資料につきましては、お席にそのまま置いておいていただければ、後ほど事務局からお送りさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。以上で終了いたします。

○千速国土審議会会長　　それでは、これをもって閉会いたします。

閉　　会